

児童手当について お知らせ

今年度も、生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当を支給します。

●対象 中学校修了前の児童を養育している方

●支給額(児童1人あたり月額)

・3歳未満 1万5000円

・3歳以上小学校修了前

第1子、第2子 1万円

第3子以降 1万5000円

・中学生 1万円

☆所得制限限度額(※) 以上の方の場合は一律5000円

●支給月

・令和2年6月(令和2年2月～令和2年5月分)

・令和2年10月(令和2年6月～9月分)

・令和3年2月(令和2年10月～令和3年1月分)

★次の方は手続きが必要です。

①出生などにより、新たに養育する児童ができた方、養育する児童が増えた方。

②他の市町村から転入された方で、養育する児童がいる方

(原則、申請した月の翌月分から支給となります。出生や

転入などの場合は15日以内に申請してください。)

※申請書は町民課戸籍年金係でもお預かりします。

※申請には申請者名義の通帳の写し、健康保険証の写しが必ず要です。

※児童手当の給付を受けている方は毎年6月に現況届を提出する必要があります。別途ご案内しますので、忘れずに提出してください。

※公務員の方で手続きが必要な場合は、勤務先にご確認ください。

※子育て支援のために、児童手当を町に寄付することができます。希望の方はお問い合わせください。

《所得制限限度額(※)》

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1,002.1万円
5人	812万円	1,042.1万円

【問い合わせ先】

健康福祉課子育て支援係
☎86-02212

白鷹町婚活サポート委員会を紹介します

結婚を希望する方へ、出会いのお世話や出会いの場の提供などを企画する団体です。ぜひ身近なサポート委員会へご相談ください。

氏名	住所	電話番号
鈴木 悦子	浅立 4066-3	☎ 85-3239
菅 亜貴子	山口 3635-1	☎ 85-4714
向田 忠博	広野 1752	☎ 85-4309
町田 幸子	横田尻 1134	☎ 85-4801
神保 玲子	鮎貝 3282	☎ 85-3333
佐藤 榮子	荒砥甲 1064	☎ 85-2063
長谷部善實	高玉 1199	☎ 85-1285
新野 学	箕和田 1261-43-7	
山川 孝治	中山 2490	☎ 85-2370
江口 悦子	鮎貝 1126-10	☎ 85-2918
菅 きく	山口 2438	☎ 85-4766

婚活応援室

毎週火曜日、ふれあいプランナーの菅亜貴子さんによる婚活相談会を実施しています。お気軽にご利用ください。

♥場所 K's Space(山口 喜多楼となり)

♥日時 毎週火曜日午後1時30分～8時

☆予定変更となる場合もあります。事前に電話予約いただくと確実に対応できます。

☆要相談にて火曜日以外にも利用可能です。

☆上記日時内であれば電話相談も可能です。

【相談・問い合わせ】

ふれあいプランナー 菅 亜貴子

☎090-4637-3805

婚活サポート委員会事務局(健康福祉課子育て支援係内) ☎86-0212

「春のエコ通勤・エコドライブ推進県民運動」を 実施中！

エコ通勤とは、マイカーの利用を控え、徒歩、自転車、公共交通機関などを利用する環境にやさしい通勤スタイルです。

エコドライブは、急発進や急加速をせず、ふんわりアクセル「eスタート」を心がける、交通状況に応じて速度変化の少ない運転を心がける、ちよつとの

買い物や用事で車を離れる際はエンジンを切るなど、今すぐ始めることができるアクションです。

【問い合わせ】

町民課くらし環境係

☎ 85-6131

買い物支援事業を継続して実施します

●買い物ポイントサービス事業

買い物などの移動手段として、デマンドタクシーをご利用いただいている方へポイントカードを発行します。ポイントカード満点で、町内の商店（ゆーしーる加盟店）で500円分の買い物ができます。

ポイントカードはデマンドタクシー車内に備えています。ご利用の際は運転手までお声掛けください。

▽対象者 町内に居住し、デマンドタクシーを利用するすべての方

▽利用いただける商店 協同組

合ゆーしーる加盟店

▽満点カードの有効期限 満点となった日の年度末（3月末）まで

●移動販売支援事業の事業者を募集します

買い物が困難な地域（町内）で移動販売を実施している事業者を支援します。事業者は町に対し申請が必要です。お問い合わせの上、申請ください。

【問い合わせ】

商工観光課商工振興係

☎ 87-0696

『白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例』 を制定しました

白鷹町では障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が互いに支え合いながら、生き生きと安心して暮らせる社会の実現を目指して、この条例を制定しました。ここでいう障がいのある人とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含みます。）その他の心や体の動きに障がいがある人で、そのことから日常生活や社会生活に、相当な制限を受けている方です。

※令和2年4月1日に施行されました。

条例の主なポイント

●障がいを理由とする差別の禁止

町および事業者は、障がいがあるという理由で、障がいのない人と異なる不利益な取扱いをすること（不当な差別的取扱い）を禁止しています。

不当な差別的取扱いとは、たとえば正当な理由なく、障がいを理由としてサービスや各種機会を提供しない、場所・時間帯などを制限する、障がいのある人だけに条件をつけることなどです。

●合理的配慮の提供

障がいのある人から配慮を求められた場合には、過度な負担でない範囲で必要かつ適切な変更または調整を行うこと（合理的配慮）が必要になります。このとき町は、合理的配慮をしなければなりません。

また、事業者の皆さまにも、合理的配慮についての努力をお願いしています。

いずれも、やむを得ず対応できないときは、理由や事情を説明する必要があります。

障がいを理由とする差別を無くし、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を、みんなで作り上げましょう。

【問い合わせ】健康福祉課福祉係 ☎ 86-0111